

**寄附の税額控除の対象となる
NPO法人を条例で指定する**

名古屋市

条例個別指定制度 が始まります

平成27年度
申出受付期間

平成27年8月1日(土)
～平成27年9月30日(水)



1 条例個別指定制度とは

地方自治体の条例で指定されたNPO法人(以下「指定NPO法人」といいます。)に寄附をすると、その寄附をした方の個人住民税に寄附金税額控除が適用される制度で、NPO法人へ市民からの寄附を行いやすくし、NPO法人の活動基盤の強化を支援する制度です(地方税法第314条の7第1項第4号)。

2 条例個別指定制度のメリット

(1) 個人の寄附者のメリット

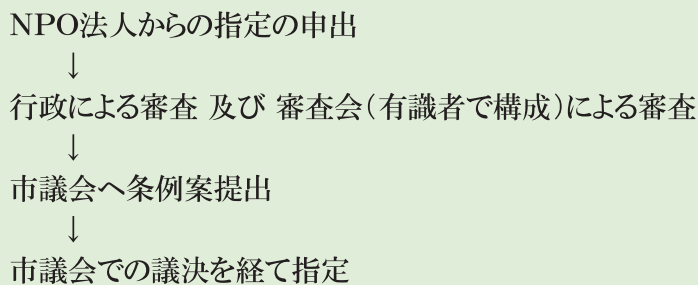
指定NPO法人への寄附金が、個人住民税の控除の対象になります。

具体的には、その法人への寄附金のうち、2,000円を超える部分の6%が市民税から控除されます。

(2) 指定NPO法人自身のメリット

認定NPO法人制度のパブリックサポートテスト基準(PST基準)をクリアすることになり、認定取得の道が広がります。

3 指定の手続きの流れ



4 指定の基準

(1) 概要

名古屋市内に事務所を有し、名古屋市内で特定非営利活動を行っている法人であり、活動内容の公益性や市民等からの支援を求める「公益要件」と、組織運営等が適正であることを求める「運営要件」に適合することが必要です。

また、これらの基準に適合するかどうかを判定する期間(実績判定期間)は、2事業年度(初回のみ。更新時は5事業年度)です。





(2) 公益要件(ア、イのいずれにも該当)

ア 活動の内容に関する基準

市内で特定非営利活動に係る事業を行い、当該事業が地域課題の解決に資するもので、かつ、今後も継続して行われる見込みであると認められるもの。

and

イ 市民等からの支援に関する基準(①、②のいずれかに該当)

①当該法人への寄附者の数が年平均50人以上で、かつ、寄附金の総額が年平均15万円以上であること。

or

②当該法人が行う特定非営利活動にボランティアとして参加する者が年平均延べ50人以上で、かつ、ボランティアの活動時間の合計が年平均300時間以上であること。ただし、実人数は20人以上であること。

(※)ボランティアとは、無償で事業に従事した者とする。交通費等の実費相当額支給者も対象とする。

(3) 運営要件

- ①事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ②運営組織及び経理が適切であること
- ③事業活動の内容が適正であること
- ④情報公開を適切に行っていること
- ⑤事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑥法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑦設立の日から1年を超える期間が経過していること

(4) 欠格事由

役員の中に暴力団の構成員がいる場合などは、指定を受けることができません。



まずは、お問い合わせください。

お問い合わせ先：

名古屋市 市民経済局 地域振興部 市民活動推進センター

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目18番1号

ナディアパーク デザインセンタービル6階

電話番号：052-228-8039 ファックス番号：052-228-8073

電子メールアドレス：npo@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

開館時間：火～土 午前9時～午後9時30分 日・祝休日 午前9時～午後6時
毎週月曜日休館

